

2013年5月21日

日本民教連 5月代表者会

【学習会】

部活動・スポーツ界における
「体罰・暴力」の根絶にむけて（仮題）

森 敏生さん

（武蔵野美術大学・学校体育研究同志会）

【議 題】

- 1、世話人古矢比佐子さん（民舞研）紹介（青木峰子さんと交替です）
- 2、「子ども・教育・憲法を守る合同集会」について
・各団体の参加者数
- 3、12.1 交流研の講師について
・推薦したい方のお名前をお願いします。
- 4、民教連ニュース5月号について
- 5、民教連ニュースの体裁について
- 2、財政担当より
- 5、そのほか

2013年5月21日

5・21 民教連代表者会

6月16日 子ども・教育・憲法を守る合同集会 進行次第

日本民教連九条の会
日本子どもを守る会

【係り集合】：12時 会場：東京労働会館 ラパスホール

【進行予定】		【係り分担】
会場準備	12時30分	
		①正面に横断幕を貼る ②正面入口に縦文字の大きな掲示物
受付	12時30分	
		①受付の場所は会場内 ②参加者からは会費を
接待		
開会	13時00分	司会進行： 挨拶
講演1	13時05分	高嶋伸欣さん(琉球大学名誉教授)講演 演題「安倍政権下の教育再生の問題点と我々の取り組み」
休憩	14時25分	質問用紙記入時間 (時間節約のため) 質問用紙回収
質疑	14時40分	フロアからの質問に講演者が回答する
講演2	15時00分	中山康夫(ナザレ幼稚園 野外活動研究所【森の幼稚園】所長・野あそび のプロ集団「ろぜっとわーくす」代表)さん 講演 演題「被災地支援活動と自然体験での交流」 質問用紙回収
質疑	15時40分	フロアからの質問に講演者が回答する
挨拶	15時55分	日本民教連 代表 講師ならびに参加者へのお礼の言葉

付記：記録用係り

記録写真撮影：

記録用録音：

動画記録：

16時00分：日本民教連6月代表者会開催

子ども・教育・憲法を守る合同集会

日時:2013年6月16日(日) 13時00分~16時00分

場所:東京労働会館7階ラパスホール (大塚駅より徒歩8分)
(豊島区南大塚2-23-10)

- ☆いじめ・体罰問題を口実にした「道德の教科化」は許せない!
- ☆戦後民主主義を破壊する首長の教育支配はあり得ない!
- ☆国民の教育権を侵害する教育再生実行会議の提言は許さない!
- ☆日本国憲法の理念を実現させることがいよいよ急務!

【講演】『教育再生実行会議の動向と私たちの取り組み』

高嶋伸欣さん(琉球大学名誉教授)

中山康夫さん(ナザレ幼稚園野外活動研究所「森の幼稚園」所長)

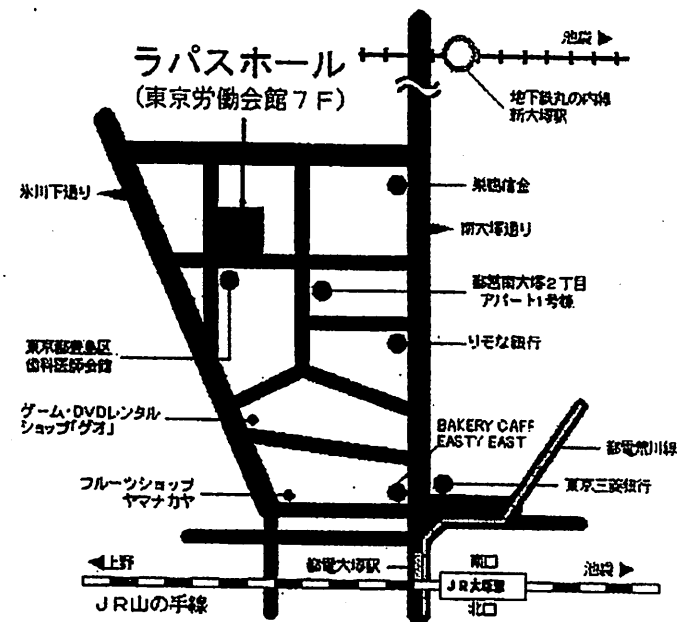
【参加費】 500円 (大学生 250円)

【主催】:日本民教連・都道府県民教、日本民教連九条の会(☎03-3947-5126)

日本子どもを守る会(☎03-5319-3645)

ラパスホール 案内図

(東京労働会館 7F)



- ◆ JR山手線・大塚駅(南口) / 都電荒川線・大塚駅下車。徒歩8分
- ◆ 地下鉄丸の内線・新大塚駅下車。徒歩7分

オスプレイ配備と「主権回復記念日」

式典の強行実施で露呈した安保体制の弱点

―根底に横たわる差別の源流としての天皇制問題を衝く―

琉球大学名誉教授 高嶋 伸 欣

〈対等な内容が模索された日米安保条約〉

オスプレイの沖縄強行配備が、日米安保体制における不平等状況を証明していることについて、詳しく論じる必要性はほとんどない。ただし、その不平等性が何時、どのようにして生まれたのかについては、あまり論じられていないように見える。本稿では、この点についての分析を進めることにする。

これまで議論では、一九五一年九月に日米（サンフランシスコ）講和条約と同時に調印された日米安全保障条約が、起源とされている。確かに、形式上は同条約とそれに付随する地位協定などの規定によって、今日の対米従属関係が明確なものとなった。しかし日米関係はこの時に、そうした状況に急変したのではない。

もちろん、講和条約が発効し

てGHQによる占領が終了する一九五二年四月二十八日まで、

日本全土が連合国軍の軍事占領下にあつて、平等性など無縁のものだった。それが、朝鮮戦争に日本駐留米軍を国連軍として投入するため、急速日本の再軍備と占領終結に米國が踏み切つたことで、事態は急変する。米國は日本政府に対して、自由主義陣営との部分講和と軍事同盟の条約の締結を提案し、当時の吉田茂政権は受け入れを決定する。

その日米安保条約をめぐる協議に際して吉田首相は、独立国間の対等な条約であるべき、との気概をもつての案文作成を指示していた。そこでは、駐留する米軍は占領軍の延長ではないものとされた。米軍は一旦撤退した後新たな協定に基づいて進駐してくる、という手順が想定されていた。さらに、米軍が

使用できる日本国内の施設・区域（基地）については、具体的に明示するものとし、「なるべく中心部から遠い場所に限定する」ともしていた。さらに「期間」についても「一定の期間（なるべく短い方が賢明である）を定め」としていた。

案文作りを指揮した吉田首相は、米軍が日本を後方の兵站基地として確保しなければ、朝鮮戦争を継続できない立場にあることに着目し、日本側により有利な条件を盛り込もうとしていたのだ。しかし、その吉田構想は崩壊させられる。崩壊させたのは、昭和天皇だった。

〈不平等なものにさせた天皇の介入〉

天皇は、ソ連に加え中国に共産党政権が樹立され、朝鮮半島の北半分も共産主義社会となつたことで、天皇制の危機がそれまでになく高まったと認識していた。一九五一年五月、マッカーサーの後任となつたリッジウェイGHQ司令官との第一回会談では「日本にとつては釜山が衣帯水であると同時に北海道も

一衣帯水の関係にあるわけであります」と語っている。

これは、日清・日露の両戦争で「朝鮮半島こそ日本の生命線」と一方的に日本の国益を強調して侵略を正当化した論理の焼き直しでしかない。というよりは、明治時代からの天皇制維持を根幹とした日本の帝国主義的論理が、敗戦後の日本においても昭和天皇によつて、なおしぶとく継承されていたことの証明でもある。

ちなみに、この「一衣帯水」論による日露戦争正当化の歴史観を露骨に強調しているものに「新しい歴史教科書をつくる会」による中学歴史教科書がある。現在の日本で何故今更のよう、当時と同じ正当化論を展開するのか。そこには、戦前の日本の侵略性を否定するだけでなく、昭和天皇によつて構築された戦後の対米従属構造を妥当とする社会観を、学校教育で植え付けようとする意図を、読み取ることができる。

ともあれ、こうした昭和天皇の非現実的な「一衣帯水」論による対米従属路線に、「臣」吉

子どもの権利・教育・文化 全国センター

ニュース 第39号 2013年5月15日

子どもの権利・教育・文化 全国センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館5F

TEL 03-5211-0133 FAX 03-5211-0134

ホームページ <http://kodomo.p-web.biz/>

メールアドレス kodomo@kodomo.p-web.biz



画・岡本正和（山口県元小学校教員）

「いじめ」、暴力の克服を 考えよう 学校、地域、家庭でできること

2月23日、「子どもと教育を語るつどい」を開き、約50名が参加しました。主催は、子ども全国センター、民主教育研究所、全日本教職員組合、教組共闘連絡会。主催団体の教職員をはじめ、市民や、全教弁護団、新日本婦人の会、婦人民主クラブ、三多摩高校問題連絡協議会、東京民研、さいたま教育文化研究所、東京少年少女センター、DCI日本などが参加しました。

堀尾輝久・子ども全国センター代表委員が開会挨拶をかねて、今日の教育をめぐる問題についての問いかけをし、続いてシンポジウムを行いました。

コーディネーターの宮下聡さん（東京・中学校教員）が問題提起。パネラーの粕谷佳織さん（埼玉・中学校養護教諭）、和泉航さん（東京・小学校教員）、勝亦恵美さん（東京・保護者）が発言しました。（以下要旨）

管理で押さえるのではなく、「いじめ解決」を子どもの “学び体験”に

—— 宮下 聡さん

“いじめ”があり、“けじめ”がないクラスを担任して、とりくんだことは、①「いじめ（人権侵害）は絶対に許さない」ことをはっきり打ち出し、②いじめを受けている子を支える、③いじめている子に「非は非」として向き合い、いじめの背景に（共感的に）迫る、④クラスの中に隠さず、いじめを排する雰囲気をつくる。

「いじめ」は特別な異質な子が起こすものだと思います。そうすると排除の論理につながっていく。トラブルや「いじめ」は起きるもの。その解決の力を子ども自身がつける“学び体験”が必要。

教師の説教より、子ども同士の意見の方が子どもを変える力を持つ。誰にもある「いじめNO」「いいクラスを」の思いをカタチにしていけば必ず変わる。担任一人で抱え込まず、同僚の力も借りることが大切だ。

そして学校だけでなく、地域やおとなに何ができるかを考えることが大切だ。

「いじめ」は社会全体の問題

—— 粕谷佳織さん

養護教諭として30年、勤務しているが、けがや病気への対応より、心の対応に仕事がシフトしてきている。子どもは社会を映すカガミ。

アトピー、体調不良で、攻撃的だがガラスのように壊れやすいS子は、T子とその取り巻きから排除され不登校になった。母親は「学校が悪いから行けなくなった」といい、教育委員会にも怒鳴りこんだ。相談員と一緒に

子どもと保護者にていねいにかかわり、S子も母親も変わっていき、教室へ出られるようになった。

貧困の問題は深刻で、国自体が弱者いじめをしている。

2010年に全教養護教員部が「保健室から見た子どもの実態」というリーフをつくった。ある子は、パンツをはいてこない日もあり、体重測定の際に保健室に「パンツを貸して」と来る。貧困が次世代に転化・固定化していき、暴力、虐待・犯罪を生み出していく。いじめている子の側にある困難さを聴きとらなければいけない。

子どもが多様化する中で、親も相談するところがない。

「いじめ」は個人の責任ではなく、社会全体の問題。とりわけ学校では、子どもの話を聴く時間が必要であり、教職員の増員やスクール・ソーシャルワーカーも必要ではないか。

それぞれの子どもの耳を傾け、一緒に考えてあげる

—— 和泉 航さん

都教組北多摩東支部で2012年11月、教育懇談会「いじめ問題解決のすじみちを探る～今、学校・地域・家庭でできること」を開いた。

家庭訪問がなくなって、子どもの生活が見えなくなっている。学校・家庭・地域それぞれが協同でなく「評価」しあう関係になっている。こうした状況の中で、「子どもの中に、ともに生きていく仲間という文化が大切」（NPO職員）、「おとなを苦しめている社会の仕組み、問



題をそのままにしておいて、『いじめをなくせ』と言われても、子どもは応えない(保護者・新聞記者)、『どうしたらいいですか?』と聞いてくれる先生が相談しやすい先生』などの発言があった。

日常の実践でとりこんでいることは、社会にあるいじめや差別、矛盾を学ぶ機会をつくること、一人で考え悩める力をつけ、自立を支援したい。周囲の子どもも当事者であり、「目にするのも辛かったよね」という共感が必要。「いじめはなくさなければならない!」と拳をあげるのではなく、それぞれの子どもに耳を傾け、一緒に考えてあげることが必要。

地域に異年齢の仲間づくりを — 勝亦恵美さん

子どもが自己肯定感をもっているか、支えあう仲間がいるのかが、「いじめ」を考える一つのカギになるのではないかと思っている。

私は大学生の時に少年団の指導員になり、その後、学童保育の指導員と少年団活動を続けてきた。NPO 法人東京少年少女センターにもかかわっている。大病をした娘も少年団の仲間が受け入れてくれ、成長した。

2004年に町田あそび会「友遊」を結成。保護者会もたちあげた。活動の特徴やよいところをあげると、「ガチで遊ぶ。身体全身をつかって、作戦をねって、夢中になって遊ぶ」「すごいね!と認めあえる関係、やめなよ!と言える関係をつくる」「誰もがリーダーになれる。不登校、発達に遅れがある子なども選ばれる」「自己肯定感が生きる力につながる」「自治の力が育つ」「指導員の存在が大きい。指導員も、子どもや青年、親たちと交わることで『人間関係』を学んでいく」

会場発言から

- ・地域の異年齢集団は子どもの成長に有用。長いスタンスで子どもの育ちを見ていくことができる。
- ・定時制高校は不登校か「いじめ」の経験がある子がほとんど。経済的・文化的にも貧困な子ども、地域の活動にもたどりつけない子どもをどうするか、つらい。
- ・親も孤立しており、親同士の仲間づくりが必要。
- ・地域づくりに地域の高校が果たす役割も重要だと思う。
- ・国連子どもの権利委員会から、日本の「いじめ」の問題は深刻であり改善すべきと3回も勧告が出されている。子どもの権利条約や国連勧告を私たちの武器に。
- ・教師への暴力で指導されていた男の子が、「俺だって信頼できる先生には素直になれるんだ」としんみり言った。教師には余裕がない。教育条件の運動に確信を持った。

そして、排除の論理でなく、子どもから逃げない覚悟がないと、子どもと向きあうことは難しい。

戦後改革の意味、人権としての教育とは

堀尾輝久・子ども全国センター
代表委員のあいさつから

教育は、もともと社会秩序の維持、労働力の育成など、社会的・国家的な必要から求められた。

パノプティコン、刑務所のことであるが、一か所から全貌が見え、



監視できる、そういう形の学校を構想し、ならず者を矯正するという警察教育的な発想が支配し、体罰も当然容認された。

近代の市民革命・人権革命を経て、第二次大戦後、人権としての教育の思想が大きく展開し、「世界人権宣言」(1948年)、「子どもの権利宣言」(1959年)、「子どもの権利条約」(1989年)へとつながる。

21世紀になると、戦争反対は当然のこと、日常生活から暴力をなくし平和の文化をつくろうと、ユネスコが2000年を「平和文化の年」とし、2001年から10年間、「平和の文化の10年」という運動もした。

日本では、戦前の教育勅語体制を断絶し、新しい憲法、教育基本法、新教育運動が生まれた。

憲法は国際的にも非常にすすんだもの。9条には世界に先駆けて、非武装の新しい国、新しい秩序をつくるという、傑出した意味がある。

国連子どもの権利委員会は、日本政府に対し3回にわたり勧告し、「いじめ」「体罰」暴力の問題を指摘している。日本は「対策」ばかりやっており、「教育とは何か」という基本のところ狂っているのではないか。

授業を通して「いじめ問題」に結びつける実践報告がほしい。たとえば、「人間の尊厳」のためにたたかった人たち、ガンジー、キング牧師、ネルソン・マンデラ、田中正造や小林多喜二、宮沢賢治など。あるいは3・11とその後、子どもたちの間で人間の見方にどういう変化が生まれたのか、それも非常に大事な教材である。

そして、教師が子どもと向きあい、本当にやりたい教育ができるには、教育の自由、教育実践の自由がなければいけない、まさにそこでのたたかいになる。

安倍「教育再生」政策は何をねらう？

～自民党・教育再生実行本部「中間取りまとめ」より～

中村尚史（全日本教職員組合教育文化局長）

安倍内閣は、首相官邸に「教育再生実行会議」を設置し、第一次安倍内閣においてやり残した「教育改革」を首相が主導する形で実行に移そうとしています。その政策動向は、大きく二つの傾向があるといえます。

新自由主義と国家主義による教育の推進

第1は、新自由主義的教育改革をいっそう強化することです。それは、全国一斉学力テストを4年ぶりに悉皆調査とし、今後毎年実施すること、複線型の学校体系の導入、大学ビッグバンなど競争主義的な政策を推し進めることです。

自民党に設置された「教育再生実行本部」が昨年11月に発表した「中間取りまとめ」では、①「学校体系の見直し」として、義務教育期間の見直し、5歳児教育の義務化、6・3・3・4制の区切りの柔軟化、②「個人の能力・適性に応じた学びの保障システム」として、飛び級制度の導入、中学・高校において未達成科目の再チャレンジ、小・中学校卒業時における学力評価、高校での達成度試験の実施などを提言しています。

第2は、国家主義的な価値観を植えつける教育を推し進めることです。上記「中間取りまとめ」では、「自虐史観や変更した記述が多い」として、教科書検定制度や検定基準、近隣諸国条項などの見直し、道徳の教科化（教育再生実行会議「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」）などがあげられています。

教育行政の政治からの独立を覆す

そして、以上の政策をすすめるために、教師へのインターンシップ制の導入や教員評価の厳格化、主幹教諭の必置、「教育長、指導主事、校長、主幹、教諭等の役割と責務を法律上明記」（「中間取りまとめ」）など、養成・採用段階から教員への管理・統制をさらに強化しようとしています。

また、「教育再生実行会議」の「教育委員会制度等の在り方について（第二次提言）」（以下、「第二次提言」）は、教育行政への国や首長への統制強化を提言しています。

それは、①教育長を首長が任命・罷免するなど首長の教育行政に対する権限を強化するとともに、②「教育長が教育の基本方針や教育内容に関わる事項を決定する」

とし、③地方教育行政が法令に違反した場合など、「国が、是正・改善の指示等を行えるようにする」としています。時の権力者の都合のいいように教育を操ることが国の進路を誤らせたという戦前の苦い教訓から、戦後、教育行政は政治権力からの独立性を曲がりなりにも保持してきました。それを一気に覆そうとしているのが安倍「教育再生」です。

その背景には何があるのでしょうか。

経済再生と教育再生を日本再生の要に

下村文科大臣が、3月15日の産業競争力会議に提出した資料の「人材力強化のための教育戦略～日本人としてのアイデンティティを持ちつつ、高付加価値を創造し、国内外で活躍・貢献できる人材の育成に向けて～」や、自民党の「教育再生実行本部」の「成長戦略に資するグローバル人材育成部会提言」（4月8日）で「安倍総裁は、…経済再生と教育再生を日本再生の要として位置づけ、直属機関として『教育再生実行本部』を発足させました」とあるように、財界の人づくり戦略が反映しています。

実際、日本経団連は「教育課程部会における審議のまとめに対するコメント」（2007年12月5日）で、「全国学力・学習状況調査、地方自治体独自の学力調査などの…結果を踏まえ、学習内容や授業形式などを不断に見直していただきたい」「新しい教育基本法の理念に基づき、日本の伝統や文化、歴史に関する教育を充実すること」などと提言しています。

子どもと教育の未来を守るには

しかし、こうした管理や統制を強める施策は、「第二次提言」にあたって、東京新聞も「政治的思惑に翻弄されないか憂慮される。中立性をどう守るのか議論を尽くさねば」（4月16日付社説）と懸念を表明しているように、国民の学校や教育に対する願いに反するものです。

今、日本の教育が抱えているさまざまな課題を克服していくためには、国連子どもの権利委員会の再三再四にわたる勧告にあるように、競争主義的な教育政策を見直し、子どもたちが経済的な心配なく自由に学べる条件を整備することこそが求められています。

道徳を「教科」に、「いじめ防止」法・条例を制定

教育再生実行会議の「いじめ問題」提言

これで「いじめ」はなくなるの？

小畑 雅子 (子どもの権利・教育・文化全国センター事務局長)

子どもの視点がない「第1次提言」

「教育再生実行会議」は2月26日、「いじめ問題への対応について（第1次提言）」（以下「第1次提言」）を安倍首相に提出しました。

「第1次提言」は、冒頭で、「先の安倍内閣において改正された教育基本法の理念が十分に実現しておらず、国の未来を担う子どもたちの中で陰湿ないじめが相次ぎ、世界に伍していくべき学力の低下が危惧される中、教育の再生が我が国の最重要課題となっています」との基本的な認識を示しています。

その上で、①道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う ②社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定 ③学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任ある体制 ④いじめられている子を守り抜き、いじめていく子には毅然として適切な指導 ⑤体罰禁止の徹底、子どもの意欲を引き出し、成長を促す部活指導ガイドラインの策定、の5点が打ち出されました。

「各学校で子どもたちがいじめについて自ら考え、話し合いにとりくみ」などの言葉をちりばめながらも、子どもに規範意識を教え込み、「毅然とした指導」のもとで徹底的な管理・統制を強めることが強調されています。ここには、「子どもと教育の力で問題を克服する」という子ども観や教育観はありません。

大津「いじめ」事件の第三者委員会「調査報告書」の重要な指摘

昨年「いじめ」自殺事件の報道後、大津市では、「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者委員会」を設置して、事件の経過について詳細に調査をし、教訓を明らかにしました。第三者委員会がまとめた調査報告書（以下「調査報告書」）が、1月31日に発表されています。「調査報告書」では、「二度と同じ過ちを起こさないために」の願いを込めて、「教員への提言」「学校への提言」など6つの角度からの提言がおこなわれています。

「調査報告書」では、「道徳教育や命の教育の限界」

が指摘され、「現場で教員が一丸となったさまざまな創造的な実践こそ必要」と強調されています。

また、社会が「ますます競争原理と効率を求める方向に」すすんでいると指摘し、「現代の子どものいじめは、社会の在り方と根深いところで繋がっている」と述べています。さらに、「学校間格差、受験」などを背景とする子どものストレスの強まりにも目を向けることを促しています。

「保護者の責務」「子どもの役割」まで条例に

教育再生実行会議が、真剣に「いじめ」問題に向き合い、子どもたちに寄り添った解決の方向を示そうとしたら、「調査報告書」を真摯に受け止め、検討せざるを得ないはずですが、残念ながら、そうした形跡はみられません。

また、大津市では、2月定例議会で「大津市子どものいじめの防止に関する条例」が成立しています。昨年12月議会を前にして示された条例案に対するパブリックコメントでは、批判や疑問の声が多数寄せられ、市議会への上程が見送られていたものです。

しかし、新たに上程された条例案にも「調査報告書」の内容は、まったく反映されませんでした。条例は、子どもを権利の主体として尊重し、その権利と自由を保障する、という立場に立っていないばかりか、学校や保護者の責務、子どもの役割にまで言及し、それぞれの内面にまで踏み込んだものとなっています。

こうした条例の制定の動きが「第1次提言」で述べられている「いじめ防止対策基本法」制定の動きと連動して、各地で起きています。

安倍教育政策の危険な本質を明らかにし、改悪教育基本法の具体化を許さないとりくみを強めていくことが求められています。



好評です！

パンフレット

「子どもたちが幸せに生きる社会を」

子ども全国センターはこのたび、パンフレット『子どもたちが幸せに生きる社会を～生かそう子どもの権利条約』を発行しました。

小さな集まりで読みあわせたら、「子どもの権利条約なんて知らなかった」「子どものことを、おとな同士が学びあう機会に」と話がはずみ、どんどんひろがっています。特に若いお母さんやお父さん、先生や保育士さんなど、いろいろな方に紹介してください。お問い合わせは子ども全国センターまで。



「なーんも知らなかった」「いつも手元において読もう」

新婦人は、「子どもの権利条約」パンフレットを、子育て・学齢期世代の集まりや班や小組（サークル、若い世代・リズム委員会）などで学習に活用しています。

各地で入学式当日に、門前で「おめでとう」チラシといっしょにパンフレットを配布した支部や、三上先生の「子どものだいすき3点セット」を掲載したチラシを配布した班など、多彩な活用も生まれています。

ある支部では、親子憲法学習会で講師の弁護士から「子どもの権利条約」が紹介されると、「親（大人）はきちんと子どもの意見を聞いてほしい」と子どもから声が出されたというエピソードも。

山口では、リズム委員会（若い世代のリーダーたち）のメンバー5人で「子どもの権利条約って??」を中心に読みあわせ。参加者のほとんどが「なーんも知らなかった」「名前は知ってたが、読んだことはなかった」という人ばかり。みんなで感想を出しあうと、「つい“子どもだから…”とか“子どもは何も知らないから…”と、親の言い分を押しつけることがよくある。“これじゃいけないかった”と反省」と、自分の子育てに引き寄せた人、「こんなにすばらしい条約があるのに、日本は子どものために何をしているの！憲法も子どもの権利条約も大切にしていない国だね」などの思いが出されました。みんなで「これはいつも手元において、読んでいかんといけんね」と話しあいました。

参加者の一人はさっそく、親子リズム小組（幼児と親たちのサークル）のメンバーに「子どもの権利条約って知っている？」と話題にしています。

新日本婦人の会中央本部 神出 泉

子どもを見る目を振り返る、大切な手がかりとして

子どもには幸せになってほしいと誰もが望んでいますが、私自身がそうだったように、今、親たちは子どもをちゃんと育てなくちゃ、失敗してはいけないという強い思いを抱えています。それが、よりよい子育てをしていくことにもつながるとも言えますが、目の前の子どもの気持ちや意見を聞くことよりも、幻の理想の子ども像を押しつけてしまうことになりかねません。そうしなくては不幸になってしまうような脅迫観念がよぎってしまいます。

震災後、いのちの大切さ、絆の大切さを感じたものの、厳しい経済状況のなかで親も不安、見た目以上に余裕のない子育てをしているのです。

そんな時、「子どもの権利条約」に、おとなたちは初めて出会うのです。私は公民館の連続講座の中でそうした学びの時間をつくってきました。学校教育のなかで出会わなかった話です。教科書として読むのではなく、同じ子育てをしているおとな同士で話しあい、具体的な場面で考え、自分の子どもを見る目を振り返っていく…。悩んでいるのは自分だけじゃないと実感するだけでも肩の力が抜けるものですが、さらに自分のなかに「子どもの権利」という大事な柱が立つと表情が変わっていくのです。その変化・成長を仲間のなかで喜びあいながら確かなものにしていくことができたらと思います。

私の手元にも届いたこパンフレットを、おとなの学びに今後も生かしていきたいと思っています。

東京都調布市公民館専門嘱託員 川上美砂

うばわないで子ども時代 — 31条を大切に

パンフレットの「今、子どもたちは…」のページには、「子どもたちから、遊びや文化活動、スポーツ、自分のために自由に過ごせる時間など、かけがいのない時間が奪われています」と書かれています。

私は40年近く保育園で勤務し、子どもたちと接する中で、「子どもは じゃれあい、げらげら笑いころげる遊びの中で、自分を好きになり人を好きになること」を実感してきました。

数年前から、保育現場にいたもの同士が集まり、影絵・人形劇研究会をつくり保育園・児童館・町会で公演活動をしています。「自分たちの活動の果たす役割に確信がもたらいいね」と、今回、このパンフレットを皆で読みあいました。「子どもの権利条約」からの抜粋は3、6、12、28、29、31条とすべて大切な項ですが、中でも「うばわないで子ども時代—気晴らし・遊び・文化の権利を」を目標に活動してきた私たちは、31条を大切に、このパンフをいつでも手元におき読みあおう、と話しました。条文が政府訳なので、教育の現場の方たちの訳も知り学びたいとの声も出ました。

婦人民主クラブ 大木義子

高校生は 9条を生かした平和な社会を求めている

高校生 1万人憲法意識調査から

日本高等学校教職員組合は2012年11月、全国の公立高校・障害児学校高等部生12,480人（28道府県4政令市144校、全日・定時・通信制、1～4年生の男女）を対象に調査を実施しました。1977年以来、4～5年ごとに実施してきたもので今回が9回目。その一部を紹介します。お問い合わせは日本高等学校教職員組合まで

（電話：03 - 3230 - 0284）

近年、憲法9条をめぐる議論が起きています。あなたはどのように思いますか。

	変えない方がよい	変える方がよい	わからない	無回答・不明
2004年	43.9	11.9	43.3	0.8
2008年	60.9	11.5	27.2	0.5

Q1 憲法9条について、あなたはどのように考えますか。

	①変えない方がよい	②変える方がよい	③わからない	無回答・不明
2012年	63	14.4	20.8	1.9

Q1-1(①と答えた人に)それはどうしてですか。あなたの考えに一番近いものを1つ選んでください。

	選択肢	%
1	憲法9条は、世界に誇るものだから	14.8
2	憲法9条を変えると、戦争への道を開くおそれがあるから	75.9
3	憲法9条を変えると、海外で武力行使をするおそれがあるから	5.4
4	その他	3.4
	不明	0.5

Q1-2(②と答えた人に)それはどうしてですか。あなたの考えに一番近いものを1つ選んでください。

	選択肢	%
1	国の自衛権を明記し、自衛隊の存在を明文化するため	28.3
2	今の憲法9条では対応できない新たな国際的問題が生じているため	32.2
3	中国・北朝鮮などの脅威に対抗するため	30.9
4	その他	7
	不明	1.6

Q2 憲法9条は、戦後の日本の平和のために役立ったと思いますか。〈1つ選択〉

	選択肢	%
1	はい	68.2
2	いいえ	4.3
3	わからない	25.9
4	不明	1.6

Q3 戦後、日本が平和であり続けた理由は何だと思えますか。〈複数選択可〉

	選択肢	%
1	日本国憲法があるから	42.6
2	世界の国々と平和・信頼の関係が築かれているから	34.2
3	平和を求める運動があるから	31.1
4	自衛隊があるから	8.3
5	日米安保条約(軍事同盟)があるから	28.9
6	その他	9.7
	不明	1.8

子ども全国センター 2013 年度総会

6月29日(土) 13:00～16:30

全国教育文化会館

お話：「安倍教育政策と憲法」(仮題)

佐貫 浩さん(法政大学)

総会議事：2012年度活動のまとめと13年度方針の討議

スポーツは誰のため、何のために？

「スポーツ基本法」をご存知ですか



大阪の高校生がバスケット部顧問の「体罰」を苦に自殺をしました。若さを思い切りぶつけて、技術を磨き楽しめるはずの高校の部活動で、なぜこんな悲劇がおきたのでしょうか。

オリンピック代表を含む女子柔道の強化選手たちは、覚悟と勇気をもって、「指導」の名による監督の暴力や人権侵害を告発し、全柔連などの体質を問い、社会に大きな問題を投げかけました。

勝利至上主義、権力と序列に対する服従などは、本来のスポーツの目的や精神とは異なるものではないでしょうか。誰もが日常的に親しんでいるスポーツ、その意味を改めて考えてみましょう。

「スポーツ基本法」制定の意義を考える

新日本スポーツ連盟副理事長 青沼裕之

この小論では、スポーツ基本法（2011年6月24日公布）の特徴と意義、そして課題についてごく簡単に説明しようと思います。本論に入るまえに「基本法」とは何かについて簡単に説明しますと、それは「憲法と裁判規範たる個別法をつなぐ法律」（日本スポーツ法学会編『詳解スポーツ基本法』成文堂、2頁）とされるように、憲法の精神を体現する重要な法律だということです。

スポーツ基本法の基本理念と基本的施策

初めに、スポーツ基本法の基本理念について説明します。一番大切なことは、初めて法文に、スポーツが権利であると明記されたことです。それは次の条文です。

「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」（第2条第1項）。

新日本スポーツ連盟が1965年に結成された時に創立宣言に掲げた「スポーツは万人の権利」の理念が、46年を経てスポーツ基本法に明記されたことは大変意義あることです。他に7つの基本理念が記されていますがここでは省きます。

次に、基本理念を実行に移すときの実施主体についてですが、まずは、「国と地方公共団体の責務」であります。これらの条文は、新日本スポーツ連盟のようなスポーツ団体にとって極めて重要です。何故かという、基本理念であるスポーツ権の実現に向けて、国と地方公共団体は責務を有することになったからです。

次に「スポーツ団体の努力」ですが、本来はスポーツ団体の自治と権利を保障する条文が書き込まれるべきでした。

国および地方公共団体が推進する「スポーツ基本計画の策定」と「地方スポーツ推進計画」の内容である「基本的施策」に話を進めます。

基本的施策を特徴付けると次のようになります。

国や地方公共団体に財政措置の必要な指導者養成、スポーツ施設の改築・建設、学校施設の充実には及び腰であるが、国策としての競技力向上には前向きであるということです。しかし、消極的な規定であっても、この条文を盾にして、スポーツ団体が国や地方公共団体と施設の改築や建設等について提案・交渉していくことは大いに必要です。

最後に「国と地方公共団体の補助」についてですが、これは何とも頼りないものです。国と地方公共団体の補助に関しては、「予算の範囲内において、その一部を補助することができる」と記され、国庫補助についてきわめて消極的な姿勢が明確となっています。

基本的人権としてのスポーツ

法学者は、憲法第13条、第25条、第26条をスポーツ権の法的根拠としています（『詳解スポーツ基本法』、1頁）。スポーツは、健康で文化的な生活の一部（25条）であり、誰からも強制されない自由な表現活動（13条）であり、学校・社会教育の一環（26条）であるという考え方です。

既述の通り、スポーツ基本法は憲法の精神を生かすための法律ですから、スポーツ分野でも基本的人権（自由権的基本権と社会権的基本権）が生かされるようにスポーツ基本法が解釈されていく必要があるでしょう。

その意味では、スポーツにおける暴力も女性差別も、そしてスポーツにおける格差全般も許されるべきものではないのです。